

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則  
○ 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則 一
- 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 一
- 福島県公有財産規則の一部を改正する規則 二
- 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則 二
- 人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 訓令  
○ 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県教育委員会 二
- 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 三
- 福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県監査委員 三
- 福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程 三
- 福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程 三
- 福島県人事委員会 三
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 五
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 五

## 規則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則、福島県公有財産規則の一部を改正する規則、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則及び人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第四十五号

#### 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一会津若松市の部3の項中「藤小学校」を「藤公園」に改め、同部4の項中「藤町、山形町」を「藤原一丁目、藤原二丁目、亀賀一丁目、亀賀二丁目、鶴岡一丁目、鶴岡二丁目、扇町三丁目、山形町、山形町一丁目、山形町二丁目」に改め、同表郡山市の部4の項中「野田町」を「野田町、野田西一丁目、野田西二丁目、野田西三丁目、野田西四丁目、野田西五丁目、野田西六丁目」に改め、同表いわき市の部10の項中「野野小学校総合分校」を「野野野小学校総合分校」に改め、同部37の項中「人達野小学校」を「日人達野小学校」に改め、同部57の項中「三前小学校」を「日三前小学校」に改め、同部58の項中「藤崎小学校」を「日藤崎小学校」に改め、同部59の項中「小井井小学校」を「日小井井小学校」に改め、同表南相馬市の部10の項中「沢小学校」を「日沢小学校」に改め、同表猪苗代町の部2の項中「琴子小学校」を「日琴子小学校」に改め、同部4の項中「河津小学校」を「日河津小学校」に改め、同部5の項中「野津小学校」を「日野津小学校」に改め、同部8の項中「翁子小学校」を「日翁子小学校」に改め、同表飯館村の部1の項中「吾妻農業高等学校飯館分校」を「日吾妻農業高等学校飯館分校」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部4の項及び郡山市の部の改正規定は、公布の日から施行する。

（人事課）

### 福島県規則第四十六号

#### 福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

第六条の見出し中「各事業年度に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号」を「中期目標」に改め、同条各号を削る。

**附 則**

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十八条の第二項の報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間に係る報告書については、なお従前の例による。

（私学・法人課）

**福島県規則第四十七号**

**福島県公有財産規則の一部を改正する規則**

福島県公有財産規則（平成三年福島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「当該使用許可を受けた者の立会いを求め」「実地に」を「実地又は写真その他の資料により」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（財産管理課）

**福島県規則第四十八号**

**越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則**

**（趣旨）**

**第一条** この規則は、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例（令和五年福島県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**（休館日）**

**第二条** 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日当たるものを除く。

2 指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

**（開館時間）**

**第三条** ビジターセンターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

**（展示品等の特別利用）**

**第四条** ビジターセンターが保有している展示品等を学術上の研究その他の目的のために利用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

**（委任）**

**第五条** この規則に定めるもののほか、ビジターセンターの管理に関し必要な事項は、

知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（自然保護課）

**福島県規則第四十九号**

**人によさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則**

人によさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項⑥中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設」に改める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

**訓 令**

**福島県訓令第八号**

本 庁 機 関

出 先 機 関

労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令**

職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健福祉事務所副所長（医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）」「  
「県北、県中、県南、会津、南会津保健福祉事務所副所長  
を  
相双保健福祉事務所副所長（医療職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）」「  
「保健福祉事務所副所長（医療職給料表（二）の適用を受ける者に限る。）」「を「相双  
保健福祉事務所副所長（医療職給料表（二）の適用を受ける者に限る。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（人 事 課）

## 福島県教育委員会

福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県教育委員会

### 福島県教育委員会規則第五号

福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

第十條の次に次の三條を加える。

第十條の二 条例第十三條の二の勤勉手当については、第八條の規定を準用する。

第十條の三 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日（条例第十三條の二においてその例によることとされる給与条例適用職員の勤勉手当に係る基準日という。）以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

第十條の四 第一号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額については、県立学校会計年度任用職員の例によるものとする。

第十條の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前三條」を「第十條から前條まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（義務教育課）

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 条例第十三條の二の勤勉手当については、第八條の規定を準用する。

第十條の三 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日（条例第十三條の二においてその例によることとされる給与条例適用職員の勤勉手当に係る基準日という。）以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

第十條の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前三條」を「第十條から前條まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（義務教育課）

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 条例第十三條の二の勤勉手当については、第八條の規定を準用する。

第十條の三 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日（条例第十三條の二においてその例によることとされる給与条例適用職員の勤勉手当に係る基準日という。）以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

第十條の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前三條」を「第十條から前條まで」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（義務教育課）

第十條の次に次の二條を加える。

第十七條の次に次の二條を加える。

第十七條の二 前條の規定は、特定会計年度任用職員の勤勉手当基礎額の算定について準用する。

第二十二條の見出し中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加え、同条に後段として次のように加える。

規則第十五條の二及び市町村立学校職員規則第十條の二で準用する場合も同様とする。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

（教育総務課）

## 福島県監査委員

### 福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福島県監査委員

### 福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程（昭和五十三年福島県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項中「主事」の下に「、専門監」を加える。

第五條中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 専門監は、上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

（監査総務課）

### 福島県監査委員告示第二号

福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福島県監査委員

### 福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「主幹」を「主幹 専門監」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

（監査総務課）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

(監査総務課)

### 福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

#### 福島県人事委員会規則第五号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「食肉衛生検査所の項中〔特別調整額〕の下に「の支給」を加え、同項の次に次のように加える。

動物愛護セン ター	犬猫の引取り、捕獲、収容後の管理及び殺処分業務並びに狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第一項に規定する狂犬病予防員の業務に従事することを常例とする獣医師(特別調整額の支給を受ける者を除く。)	二
--------------	--	---

別表第二「警察の部警察本部の項中〔首席師範 通信指令室長〕を「首席師範」に改める。

別表第二の二中	「28,000」を「35,000」に	「26,600」を「32,900」に	「25,200」を「30,800」に	「23,800」を「28,700」に	「22,400」を「26,600」に	「21,000」を「24,500」に	「19,600」を「22,400」に	「18,200」を「20,300」に	「16,800」を「18,200」に	「15,400」を「16,100」に	「13,300」を「14,000」に	「11,200」を「11,900」に	「9,100」を「9,800」に	「7,000」を「7,700」に	「4,900」を「5,600」に改める。
---------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------	----------------------

##### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は公布の日から施行し、同年三月二十五日から適用する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

#### 福島県人事委員会規則第六号

##### 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

「夜間学級担当手当」

第三条の三 条例第八号第六項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 夜間学級の業務に従事する職員のうち、その属する職務の級が小学校・中学校教員職給料表の二級以上である者 千五百円

二 夜間学級の業務に従事する職員のうち、その属する職務の級が小学校・中学校教員職給料表の一級である者 八百円

別表第二「会津若松市立湊小学校」を「会津若松市立湊小学校」に改め、同表いわき市の項を次のように改める。

いわき市	いわき市立三和小学校 いわき市立三和中学校 いわき市立田人小学校 いわき市立田人中学校 いわき市立三和学校給食共同調理場	一 級
------	--	--------

別表第四の五中	「いわき市立川前小学校 いわき市立小白井小学校 いわき市立三和小学校 いわき市立川前中学校 いわき市立桶売中学校 いわき市立小白井中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立三和学校給食共同調理場」	「いわき市立三和小学校 いわき市立三和中学校 いわき市立三和学校給食 いわき市立三和学校給食」
---------	--	--

に改める。

##### 共同調理場

##### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和六年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第七号**

**初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三級の項第一号及び四級の項第八号中「守衛長」及び「副守衛長」を削り、同表六級の項に次の一号を加える。

十六 専門監の職務

別表第四の五級の項に次の一号を加える。

七 専門監の職務

別表第五の四級の項中「本庁の部参事の職務」を「一 本庁の部参事の職務  
二 困難な業務を所掌する出先機

関の副所長の職務」に改める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第八号**

**職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「総合運用指令課」を「通信指令課」に、「鑑識課」を「捜査第一課、鑑識課」に、「交通機動隊」を「交通指導課、交通機動隊」に改める。

**附 則**

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定（「総合運用指令課」を「通信指令課」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行し、同年三月二十五日から適用する。

（採用給与課）